

令和6年4月1日より河東農村環境改善センターの 使用料・予約手続き等が変わります！

河東農村環境改善センターは令和6年4月1日より会津若松市農政課の直接管理となります。
これに伴い、下記のとおり施設の使用料や利用予約の手続き等について変更がございますので、ご理解賜りますとともに、引き続き適切な施設利用にご協力いただきますようお願いいたします。

1. 施設使用料

令和6年4月1日以降の施設使用料は、下記のとおり、「会津若松市農村環境改善施設条例」に基づく料金体系となります。

施設区分	利用単位	使用料	登録団体をしている場合の減免額
会議室	1回（4時間以内）	660円	全額
農事相談室	1回（4時間以内）	440円	全額
生活改善研修室	全室	1,100円	全額
	半室	550円	全額
多目的ホール	1回（4時間以内）	1,650円	全額 ※但しスポーツ目的の利用の場合は7割減免
ゲートボール場	1回（4時間以内）	880円	全額

※1回当たりの利用時間は最大4時間となりますが、より多くの方が利用できるよう、実際に使用する時間帯のみご予約ください。

2. 利用予約・利用申請・使用料の支払い

令和6年4月1日以降は、河東農村環境改善センターに常駐する職員がおりませんので、予約の手続きや使用料の支払い窓口は下表のとおりとなります。

	令和6年4月1日以降	受付可能な時間帯
利用予約	市農政課の窓口（河東支所1階） もしくは電話（39-1253）	開庁日の午前8時30分～午後5時15分
利用申請	市農政課の窓口（河東支所1階）	
使用料の支払い		

※利用申請及び使用料の支払いは、利用日の3日前（利用日の3日前が土・日・祝日の場合は、その直前の平日）までに行ってください。それまでに申請・支払いがない場合はキャンセル扱いとなります。

ご注意ください！！

令和6年1月～3月の間に、4月以降の利用分を予約する際は、これまでどおり河東農村環境改善センターで行えます。但し、使用料が発生する場合は、令和6年4月1日以降に市農政課窓口にて利用申請及び使用料の支払いを行ってください。（使用料が発生しない場合は、河東農村環境改善センターで利用申請をしていただいて構いません。）

※4月以降の手続き等についてご不明な点がございましたら下記担当までお問い合わせください。

【事務担当】会津若松市農政課 農業企画グループ（電話 39-1253）